

第9 会社法改正と企業統治の改革

1 会社法研究会の発足と法制審議会での審議予定

法務省の会社法研究会において、あらたな会社法改正の検討が2016（平成28）年1月13日から開始された。同研究会での取りまとめをもとに、2017（平成29）年の法制審総会で部会を設置して検討を行うことが想定されている。

2015年（平成27年）5月1日施行の改正会社法（以下「改正法」という）の附則第25条において、社外取締役の選任に関する規律について、施行後2年を経過した時点で見直し、必要に応じて、社外取締役の設置の義務づけ等の措置を行うものとされている。会社法研究会では、この点を含めて、取締役、取締役会及び株主総会に関連した企業統治に関する事項を中心に検討が進められている。

現在、英国のEU離脱問題とトランプ大統領の政策が世界の政治経済の大きな不安定要因となっている。そこには、グローバル化による安い製品や安い賃金で働く移民の流入によって産業や職を奪われたと感じる人々の不満がある。さらに、岩井克人教授は、株主主権論に批判的な立場から、「英米におけるインセンティブ報酬制度による取締役報酬の高騰により、格差が拡大したことが、2つの不安定要因の背景にある」旨を指摘している。企業統治のあり方は、企業家だけの問題ではなく社会問題でもあるとの視点から取り組んでいく必要がある。

2 主な検討事項

(1) 取締役の報酬、会社補償及びD&O保険（役員賠償責任保険）・責任限定

取締役がリスクをとってより積極的な活動をすることを目的にして、取締役の報酬をより成果主義的なものとし、他方、取締役の責任が問われた場合における取締役の負担を軽減するための方策が検討されている。

前者は、具体的には、個別の取締役の報酬額や算定方法についての開示事項の充実、ストックオプション報酬あるいは株式報酬（リストラクテッド・ストック等）についての規律の見直しが検討されている。後者は、会社補償およびD&O保険の規定を会社法に設ける必要性の有無、設けるとした場合の対象と要件が検討され、また、業務執行取締役等についても責任限定契約の締結を可能とするべきか、一部の役員への責任限定や一部免除の他の役員への効果について、検討されている。

取締役が株主への配当さえ増やせば、それに応じて多額の報酬を受け取ることができ、さらに、取締役がリスクをとりやすくするために責任軽減の範囲を広げるという方向性には、社会の公器としての会社のあり方として、限界があることを認識して議論すべきであろう。

(2) 取締役会の決議事項

取締役会の決議事項である「重要な業務執行」の範囲を明確化する必要があるが、監査役会設置会社においても、モニタリングモデルの採用を容易にするために、一定の要件の下に「重要な業務執行」について執行役への委任を認めることの可否が検討されている。

コンプライアンス体制が十分に機能しない中で、経営者に重要な業務執行を大幅に委任すれば、不祥事が増加することに繋がるおそれがあり、慎重な対応が必要であろう。

(3) 社債

社債管理者を置かない社債を対象としたより簡素な社債管理制度を設ける必要があるが、その他全員の同意がある場合の社債権者集会の規律や債権者保護手続における社債権者の異議陳述権の行使方法について検討がなされている。

(4) 株主総会

株主提案権の濫用的行使に対する立法措置が必要かが検討されている。しかし、濫用的行使といわれる事例は少なく、むしろ、現状では、企業不祥事に端を発して株主提案権が行使される場合が少なくない。安易に株主提案権の行使を規制することは、取締役の規律を弱め、コンプライアンスが弛緩するおそれがある。

また、招集通知の添付資料を原則としてWeb上での提供で足りるようにすべきかが検討されている。これは原則として是とすべきであり、例外として紙での交付を求められた場合の対応についてどのように規定するかが問われている。

(5) 代表訴訟

代表訴訟について、原告による証拠収集を容易にする立法措置が必要か、会社による被告への補助参加に補助参加の利益は不要かどうか、社外取締役等が関与する訴訟委員会等、取締役への責任追及の訴えの要否を判定する機関を設けることができるようにすべきか、が検討項目に上がっている。訴訟委員会等の問題は、取締役への責任追及を阻止する方向での議論であるが、そのような必要性にも妥当性にも疑問がある。

(6) 社外取締役

上場企業における複数の社外取締役の選任が進んでいる中で、これらの社外取締役の選任を会社法で義務付ける必要があるかが検討されている。当初の目的は達したといえるものの、どこまでモニタリングモデルを進めるのが妥当なのかという議論にかかわってくると考えられる。

社外取締役がMBOに関与した場合「会社の業務を執行」したことになるのか否かも問題とされている。当たらないとする見解もあるが、一律に当たらないとすることには無理であろう。

また、社外取締役の情報収集権について検討されている。社外取締役が判断に必要な情報が得られていないという現状があるならば改善していくことは必要であろう。

(7) その他

その他の検討対象として次のような点が挙げられている。

① 自己新株予約権の処分手続に有利発行規制等が存在しない及び新株予約権の振込金額の振込に関する現物出資規制等がないことに関する見直しの要否について

- ② 機関投資家等の実質株主による株主総会への出席及び株主提案権の行使について
- ③ 特別支配株主(又は一定の支配株主)に対する少数株主の株式買取請求権(セル・アウト権)を導入することについて
- ④ 株式買取請求権に基づく株式の代金支払請求権を一般債権者に劣後する債権とすることについて
- ⑤ 会社法上の罰則規定の見直しについて

弁護士会は、企業統治の仕組みを検討するにあたっては、いかに資本効率よく株主に配当するための仕組みを作るかという視点だけにとらわれることなく、少数株主や従業員を含めた債権者の権利が疎かにされないかという視点を忘れず、公正な社会作りに寄与する企業統治の仕組みを提言していく必要がある。